

岡山県森林整備作業請負契約指名業者等選定要綱運用基準

第3条第3項関係運用基準

指 名 基 準 の 留 意 事 項	
1 経営能力及び不誠実な行為の有無 その他信用状況	次の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 岡山県森林整備作業入札参加資格者に係る指名停止等要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止等期間中であるとき。 (2) 県発注森林整備作業に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められるとき。 ①森林整備作業請負契約書に基づく森林整備作業関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと、工期を遵守しないこと、下請負届出書の提出をしないことなど請負契約の履行が不誠実であること。 ②一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (3) 警察当局から県知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められるとき。 (4) 経営状況に関し、次に掲げる事項に該当しているとき。 ①民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前である場合。 ②破産手続開始の申立てを行い、又は銀行取引停止を受けている場合等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。
2 森林整備作業成績	(1) 県発注森林整備作業における岡山県森林整備作業成績評定考査基準に定める作業成績（以下「作業成績」という。）の平均が過去2年連続して65点未満であるときは指名しないこと。 (2) 作業成績等が優良であるかどうかを総合的に判断すること。 (3) しゅん功した森林整備作業の作業成績が60点未満の場合及び60点以上65点未満の成績が2回連続した場合は、作業成績通知日から1月間は指名しないこと。（ただし、同一森林整備作業の作業成績を対象として重複した措置はとらないものとする。）
3 手持ち森林整備作業の状況	その地域における森林整備作業の手持ち状況からみてその森林整備作業を施業する能力があるかどうかを総合的に判断すること。

指 名 基 準 の 留 意 事 項	
4 技術職員の状況	発注予定森林整備作業を施業するに足る技術職員が確保できると認められること。 なお、4,000万円以上の森林整備作業については、技術職員は、森林整備作業現場ごとに、専任の者でなければならない。
5 その森林整備作業に対する地理的条件	入札参加登録を受けている所在地、その地域での森林整備作業実績等からみて、その地域における森林整備作業の施業特性に精通し、作業種及び森林整備作業規模等に応じてその森林整備作業を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうか等を総合的に判断すること。
6 その森林整備作業の施業についての技術的適正	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 (1) その森林整備作業の施業に必要な施業管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の森林整備作業の施業実績があること。 (2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等その森林整備作業の作業条件と同等と認められる条件下での施業実績があること。 (3) その森林整備作業と同種の森林整備作業について直前2年間に於いて岡山県内公共工事の元請施業実績があること。 (4) 完成森林整備作業高のうち、下請に出した比率が極端に高い場合は、慎重に技術適性を判断すること。
7 安全管理の状況	(1) 指名停止要領に基づく指名停止等期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 県発注森林整備作業について安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。 (4) 県発注森林整備作業において過去2年間に労働災害を発生させたことがある業者を指名する際には、安全管理の改善措置等が十分に行われているかどうかを総合的に判断すること。
8 労働管理の状況	(1) 賃金不払に関する関係機関等からの通報が県知事に対してあり、その状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 県発注森林整備作業において林業退職金共済の証紙の購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に判断すること。 (3) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。